

船舶事故調査報告書

令和5年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年5月2日 09時15分ごろ
発生場所	青森県平内町茂浦漁港西南西方沖 茂浦港西防波堤灯台から真方位251° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯40° 55.9′ 東経140° 49.2′）
事故の概要	漁船第五 ^{えびす} 恵比須丸は、養殖作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五恵比須丸 4.9トン AM3-37450（漁船登録番号）、個人所有 11.95m（Lr）×3.03m×0.97m、FRP ディーゼル機関、330kW（動力漁船登録票による）、平成10年10月2日
乗組員等に関する情報	船長 44歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月1日 免許証交付日 平成30年11月8日 （令和6年9月30日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、右舷通路に直径約30cmの球体のプラスチック製浮き玉約20個、左舷船尾に直径約50cm、長さ約1mの‘長楕円体のプラスチック製浮き玉’（以下「本件浮き玉」という。）1個を積み込み、ほたて養殖施設の浮き玉を増設する作業の目的で、令和5年5月2日08時50分ごろ、茂浦漁港西南西方沖の養殖施設に向けて同漁港を出港した。 船長は、点在するほたて養殖施設に球体の浮き玉8個を増設した後、別の同施設に移動し、左舷船首部に同施設の幹縄の一部を吊り上げて左舷船首の金属製のタツに固縛索で係止し、長さ約10mのロー

プで本件浮き玉を幹繩に連結した。(図1参照)

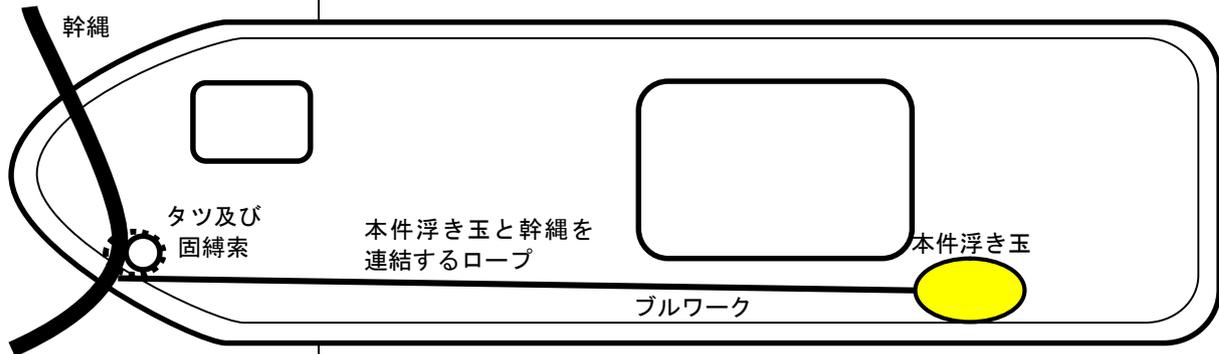


図1 幹繩と本件浮き玉の連結の状況

船長は、固縛索を解いて幹繩を投入したところ、本件浮き玉が左舷通路のブルワークと操舵室との間に挟まったので、本件浮き玉を手にとって海中に投入しようと思い、本件浮き玉の船首側直近のブルワークに腰を掛けて本件浮き玉を上げようとしたところ、09時15分ごろ、幹繩にかかる養殖施設の重みでロープが海中に引かれ、本件浮き玉が左舷通路の船首側に移動して両足がブルワークと本件浮き玉に挟まれた。(図2参照)

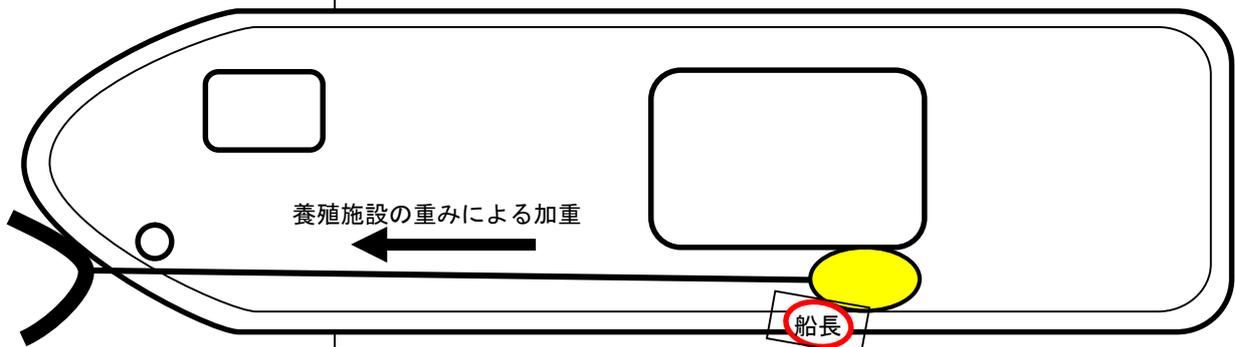


図2 船長が本件浮き玉に挟まれた状況

船長は、甲板員に幹繩と本件浮き玉とを繋ぐ^{つな}ロープを切断させたものの、本件浮き玉を取り除くことができなかったので、携帯電話で僚船の船長に救助を依頼した。

僚船の船長は、来援した後、甲板員と共に、本件浮き玉を取り除こうとしたものの、取り除くことができなかった。

僚船の船長は、消防の救助隊に電動カッターで本件浮き玉を破壊してもらおうと考え、本事故の発生を119番に通報した後、本船を操船して10時00分ごろ茂浦漁港に入港した。

船長は、消防の救助隊が電動カッターにより本件浮き玉を破壊して救助され、救急車を經由してドクターヘリで青森市内の病院に搬送され、医師により、右腓骨頭開放骨折と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 左舷船首部

	のタツ、写真3 本件浮き玉、写真4 本事故発生時の状況 参照)
その他の事項	船長は、本件浮き玉を投入してから、幹繩の固縛索を解くか、浮き玉が左舷ブルワークと操舵室との間に挟まった時点で、再度、幹繩を吊り上げて左舷船首部に固縛すれば、本事故の発生を防止できたと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、茂浦漁港西南西方沖において、ほたて養殖施設の浮き玉を増設する作業中、船長が、幹繩と連結した本件浮き玉を投入する際、本件浮き玉が左舷通路に挟まり、連結したロープが緊張した状態のまま、本件浮き玉を手にとって海中に投入しようと思い、本件浮き玉に近寄ったことから、養殖施設の重みで本件浮き玉が移動したときに両足がブルワークと本件浮き玉との間に挟まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、茂浦漁港西南西方沖において、ほたて養殖施設の浮き玉を増設する作業中、船長が、幹繩と連結した本件浮き玉を投入する際、本件浮き玉が左舷通路に挟まり、連結したロープが緊張した状態のまま、本件浮き玉を手にとって海中に投入しようと思い、本件浮き玉に近寄ったため、養殖施設の重みで本件浮き玉が移動したときに両足がブルワークと本件浮き玉との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・養殖施設の浮き玉を増設する作業において、浮き玉が養殖施設の重みで引っ張られて連結するロープが緊張した状態の場合、近寄ることなく、再度、幹繩の一部を船上に上げて固縛索で固定するなどしてロープの緊張状態を解除すること。 ・養殖施設の浮き玉を増設する作業において、浮き玉が養殖施設の重みで引っ張られて連結するロープが緊張した状態になる場合、遠隔で連結ロープを切り離す装置を導入することが望ましい。 ・養殖施設の浮き玉を増設する作業において、船上に固縛した幹繩と浮き玉を連結し、浮き玉を投入する場合、幹繩の固縛索を解く前に、浮き玉を海中に投入すること。 ・養殖施設の浮き玉を増設する作業において、浮き玉が養殖施設の重みで引っ張られて連結するロープが緊張した状態の場合、加重が掛からない側から作業に当たること。

付図1 事故発生場所概略図

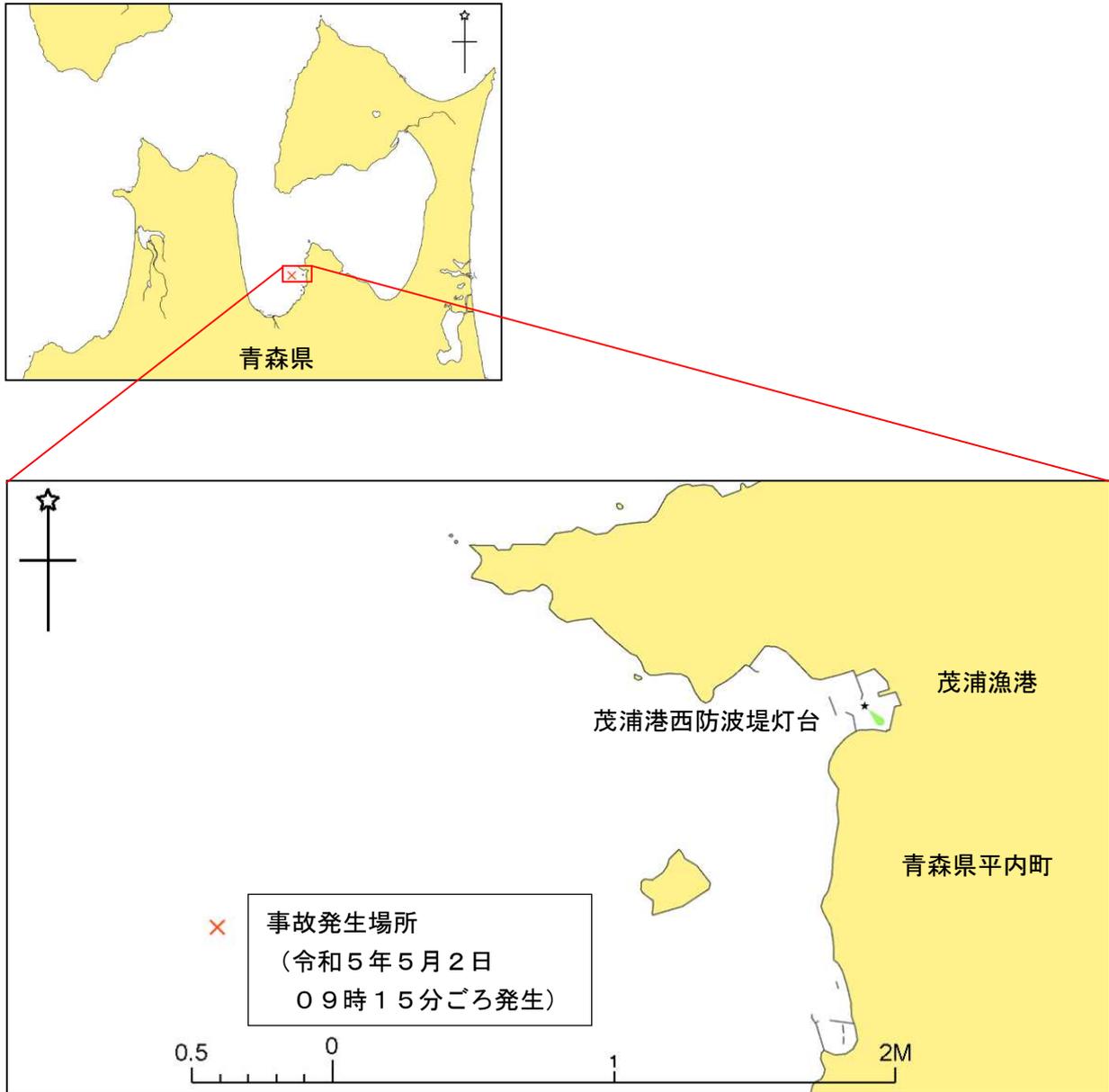


写真1 本船



写真2 左舷船首部のタツ



写真3 本件浮き玉



写真4 本事故発生時の状況

